

患者さん・ご家族の皆様へ 病状等の説明について

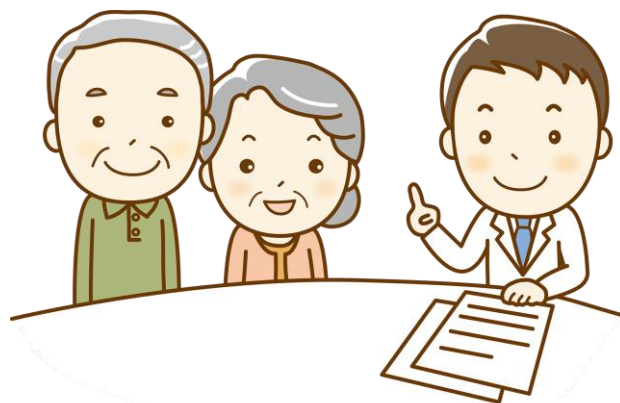
厚生労働省による働き方改革推進の
取り組みとして、医師による病状等の
説明は、原則として、

平日の診療時間内(8:30~17:00)

に実施させていただきます。

皆さまのご理解・ご協力をお願いいた
します。

※緊急時や医師・患者さん・ご家族の都合により、やむを得ない場合
を除きます。



病院長